

平成25年12月13日
ニッセイアセットマネジメント株式会社

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告を受けた対応について

当社は、平成25年12月2日に証券取引等監視委員会（以下「同委員会」といいます）から公表された、当社による金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）に対する課徴金納付命令勧告（以下「当該勧告」といいます）の発出を受け、本日、当該勧告の内容を受諾する旨を金融庁に報告いたしました。

証券市場において公正かつ適切な取引を行うべき運用会社である当社が、本事案を発生させたことにより、お客さまをはじめとする関係者の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、これまで同委員会による調査に全面的に協力する一方で、社外弁護士の助言を仰ぎながら、関係者への聞き取りや当該勧告の対象となった取引の当時の関連資料、各種データの確認を含む社内調査を実施してまいりました。また、同委員会による勧告後も更なる事実確認を行いました。

当社は、今般の違反事実を真摯に受け止め、更なる内部統制管理の強化に努めるべく、「インサイダー情報等の管理の徹底」、「インサイダー情報伝達の抑止」、「運用担当者の行動・証跡管理と売買事後チェック機能の強化」の視点から成る再発防止策を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っていく所存です。これにつきましては内容がまとまり次第、改めて公表させていただきます。また、併せて経営としての責任の明確化と関係者の厳正な人事処分を行ってまいります。

以上

この件に関するお問い合わせは
広報室／〒100-8219 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル
Tel.03-5533-4037 <http://www.nam.co.jp/>